令和４年10月24日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンに関する厚生労働省の標記通知に関し、日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。

本通知は、オミクロン株対応ワクチン接種を行う場合の最終の接種からの間隔を現行の「５か月以上」から「３か月以上」に短縮すること等を本年10月21日より適用する旨、知らせるものです（概要は下記のとおりです）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

〇第一期追加（３回目）接種又は第二期追加（４回目）接種として、コミナティ筋注（１価：起源株）、スパイクバックス筋注（１価：起源株）を接種する場合の方法について、初回（２回目）接種又第一期追加接種の終了後からの接種間隔を５か月以上から３か月以上に変更する。

〇令和四年秋開始（３、４、５回目）接種として、スパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株BA.1）、コミナティRTU 筋注（２価：起源株／オミクロン株BA.1）、コミナティRTU筋注（２価：起源株／オミクロン株BA.4-5）を接種する場合の方法について、初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後からの接種間隔を５か月以上から３か月以上に変更する。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）